

議案第3号

熊本県教育委員会の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則を廃止する等の規則の公布について

このことについて、別紙のとおり公布することとする。

(提案理由)

規則の制定改廃については、熊本県教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則第2条第1項第2号の規定により、教育委員会に付議する必要があるため。

参考

熊本県教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則(平成20年熊本県教育委員会規則第5号)

(委任)

第2条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

(1) 略

(2) 教育委員会規則及び教育委員会の定める規程の制定又は改廃に関すること。

(3)～(25) 略

規則案の概要

1 規則の名称

熊本県教育委員会の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則を廃止する等の規則

2 制定改廃の必要性（背景、法令上の根拠等）

公益信託ニ関スル法律（大正11年法律第62号）の全部改正に伴い、主務官庁による公益信託の監督を定める規定等がなくなるため、本規則と関係規則を整備する必要がある。

3 内容

- （1）熊本県教育委員会の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則を廃止する。（第1条第1項関係）
- （2）熊本県教育委員会に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則を廃止する。（第1条第2項関係）
- （3）熊本県教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則第2条第1項第21号を削る。（第2条関係）
- （4）この規則は、令和8年4月1日から施行する。

熊本県教育委員会規則第 1 号

熊本県教育委員会の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則を
廃止する等の規則

(熊本県教育委員会の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則及び
熊本県教育委員会に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利
用に関する条例施行規則の廃止)

第1条 次に掲げる規則は、廃止する。

(1) 熊本県教育委員会の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則
(平成19年熊本県教育委員会規則第21号)
(2) 熊本県教育委員会に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技
術の利用に関する条例施行規則(平成17年熊本県教育委員会規則第19号)
(熊本県教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則の一部改正)

第2条 熊本県教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則(平成20年熊本県
教育委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中第21号を削り、第22号を第21号とし、第23号から第25号ま
でを1号ずつ繰り上げる。

第4条第1項第4号中「第23号」を「第22号」に改める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

熊本県教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則 (平成 20 年熊本県教育委員会規則第 5 号)新旧対照表

旧	新
<p>(委任)</p> <p>第2条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。</p> <p>(1) ~ (20) 略</p> <p><u>(21) 教育委員会の所管に属する特例民法法人及び公益信託に関する事務のうち、許可、認可及び承認に関すること</u></p> <p><u>(22) 教育委員会が管理する行政文書の開示その他情報公開に関すること</u></p> <p><u>(23) 教育委員会が保有する個人情報の保護等に関すること</u></p> <p><u>(24) 教育職員免許状に関すること</u></p> <p><u>(25) 教育委員会が所管する公の施設の指定管理者の候補者の選定</u></p> <p>2 (略)</p> <p>(専決)</p> <p>第4条 教育委員会は、次に規定する事務を教育長に専決させるものとする。</p> <p>(1) ~ (3) (略)</p> <p>(4) 第2条第1項第20号から<u>第23号</u>までに掲げる事務</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(委任)</p> <p>第2条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。</p> <p>(1) ~ (20) 略</p> <p><u>(削る)</u></p> <p><u>(21) 教育委員会が管理する行政文書の開示その他情報公開に関すること</u></p> <p><u>(22) 教育委員会が保有する個人情報の保護等に関すること</u></p> <p><u>(23) 教育職員免許状に関すること</u></p> <p><u>(24) 教育委員会が所管する公の施設の指定管理者の候補者の選定</u></p> <p>2 (略)</p> <p>(専決)</p> <p>第4条 教育委員会は、次に規定する事務を教育長に専決させるものとする。</p> <p>(1) ~ (3) (略)</p> <p>(4) 第2条第1項第20号から<u>第22号</u>までに掲げる事務</p> <p>2・3 (略)</p>